

令和8年度 焼津市保育所徴収金(保育料)基準額表 (2号・3号用概要版)(案)

入所児童の属する世帯の階層区分		月額保育料		月額保育料	
階層区分	定義	3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定) ※	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は支給認定保護者が児童福祉法第6条の4項第1項に規定する里親である世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
CK	C階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
C	市町村民税課税世帯(均等割のみ課税)	15,000	14,700		
D1K	D1階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D1	市町村民税所得割額48,600円未満	17,000	16,700		
D2K	D2階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D2	市町村民税所得割額57,700円未満	20,000	19,600		
D3K	D3階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D3	市町村民税所得割額69,000円未満	24,000	23,500		
D4K	D4階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D4	市町村民税所得割額77,101円未満	27,000	26,500		
D5	市町村民税所得割額97,000円未満	30,000	29,400		
D6	市町村民税所得割額133,000円未満	37,000	36,300		
D7	市町村民税所得割額169,000円未満	44,000	43,200		
D8	市町村民税所得割額235,000円未満	50,000	49,100		
D9	市町村民税所得割額301,000円未満	57,000	56,000		
D10	市町村民税所得割額397,000円未満	60,000	58,900		
D11	市町村民税所得割額397,000円以上	72,000	70,700		

< 備 考 >

※ 保育料は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は3号認定の保育料が適用されます。

また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

○ 保育料は、全階層、保護者の所得や兄弟の年齢に関係なく、第1子が全額、第2子以降は0円(給食費、教材費等は無償化の対象外)となります。

・C～D4階層の母子世帯等についてはK階層を適用します。

○ 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。